

# 快適で健康的な生活環境の確保のために

(台東区建築物環境衛生指導要綱解説)

東京都台東区

## はじめに

建築物の環境衛生については、昭和45年に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(建築物衛生法)が制定され、30年以上が経過しました。この間、建築物の高層化、大型化、設備の近代化はめざましいものがあり、建築物の閉鎖された人工的な環境の中で生活せざるを得なくなった多くの人々にとって、建築物の良好な生活環境の確保はますます重要になっています。

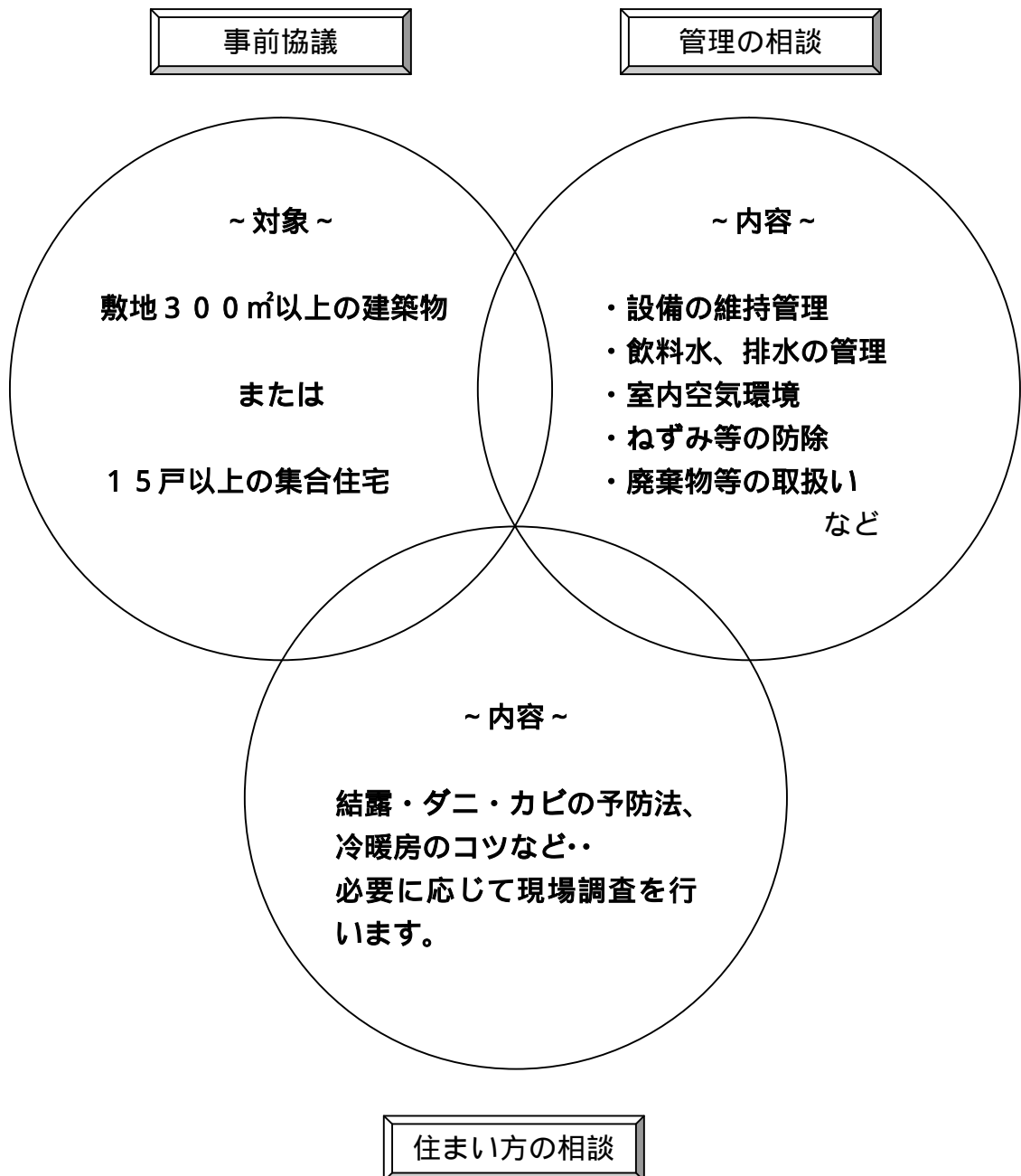
しかし、建築物衛生法の対象となる建築物は、同法施行令で定められている興行場、百貨店、集会場、事務所、店舗、学校、旅館等の用途に供される部分の延床面積が3,000㎡以上の「特定建築物」に限られています。

また、特定建築物の規模であっても、マンション等集合住宅の場合は建築物衛生法の対象外となっていますが、これらの建築物にも環境衛生上様々な問題が生じています。

そこで、台東区ではこれらの建築物の良好な生活環境を確保する必要性から「台東区建築物環境衛生指導要綱」を制定し、比較的規模が大きく建築物衛生法から除外される建築物を対象として、その建築物の所有者等及び居住者等の協力のもとに、快適で健康的な生活環境の確保を目標とし、設計の段階からの事前協議、集合住宅等にお住まいの方からの環境衛生上の相談、そして必要に応じての現地調査等を通して建築物の環境衛生の向上を図ることを目指しています。

## ・台東区建築物環境衛生指導要綱の概要

～快適で健康的な生活環境の確保のために～



## ・建築物を設計する前に

建築物を計画するとき、下記のいずれかに該当する場合は事前に台東保健所と協議を行ってください。

敷地面積 300m<sup>2</sup> 以上の建築物

住戸の数が15戸以上の集合住宅

ただし、  
「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」  
の規制を受ける建築物を除きます。

事務所、店舗、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、旅館、学校（学校教育法第1条に規定する学校以外の学校）の用途に供される部分の延床面積が3,000m<sup>2</sup>以上の建築物の場合は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に従ってください。

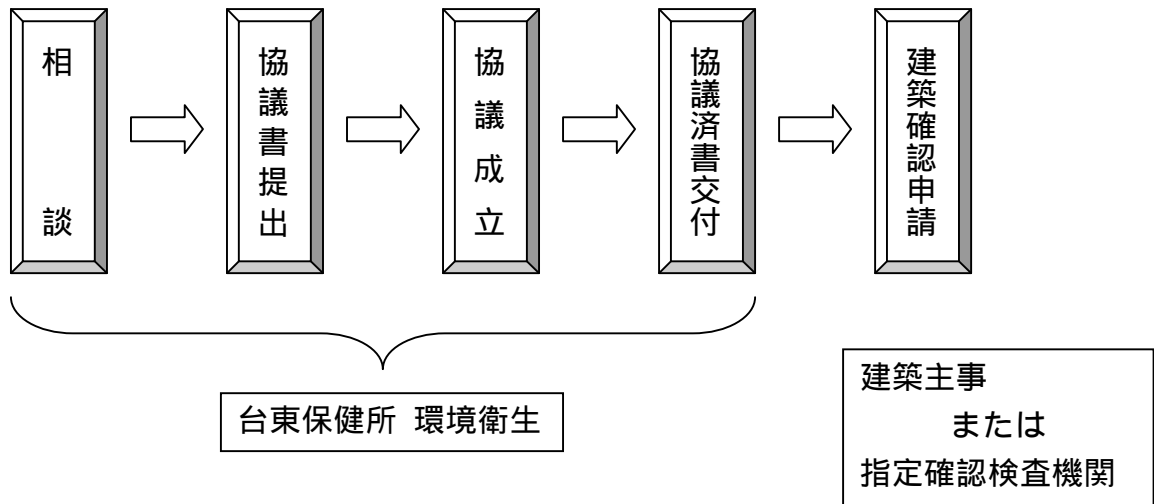
学校教育法第1条に規定する学校は8,000m<sup>2</sup>以上が法律の対象となります。

### 事前協議の内容

#### 建築確認申請を行う前に

- 1．給水設備
  - 2．排水設備
  - 3．空気調和・換気設備
  - 4．廃棄物保管場所
  - 5．化学物質（ホルムアルデヒド等）対策
- などに関する協議が必要です。（詳しい解説等は4ページ～）

## ・事前協議の手続き



### 【事前協議の必要書類】

事前協議では次の書類が2部ずつ必要です。

事前協議書	貯水槽容量計算書
案内図	貯水槽詳細図または仕様書
配置図	給水設備図（系統図、1階平面図）
平面図	排水設備図（系統図、1階平面図）
立面図	換気設備図（平面図）
	24時間換気設備仕様書
	化学物質対策仕様書

空気調和を行う建築物の場合は以下の書類も2部ずつ必要です。

空気調和設備系統図  
外気導入量計算書  
除じん効率計算書  
加湿効率計算書

# 建築物環境衛生設備項目解説

## 1. 給水設備

(1) 貯水槽は、衛生上支障のない場所に設置し、安全かつ容易に保守点検ができる設備を有するものとする。

### 【解説】

#### 設置場所

貯水槽を設置する場合は、外部から汚染されないような構造とする。

ア．貯水槽室の上部は、危険、有害性を有する用途（厨房、トイレ、廃棄物保管場所、有害物を保管する倉庫等）にしない。

イ．貯水槽室には排水管など汚染の恐れのある管を通さない。

ウ．貯水槽を設置したピットには、排水槽等を隣接させない。

#### 点検設備

貯水槽の点検、補修、清掃などが安全に行えるような構造とすること。

地下ピットに受水槽を設置する場合、昇降のための階段を設置する。また、やむを得ずタラップにする場合は、出入口付近の上部に手掛かりを設ける。

高置水槽を塔屋の屋上など、高所に設ける場合は、階段及び安全柵を設置する。

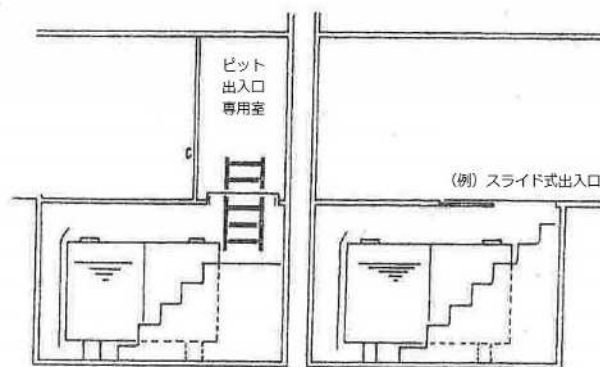


図1 断面図

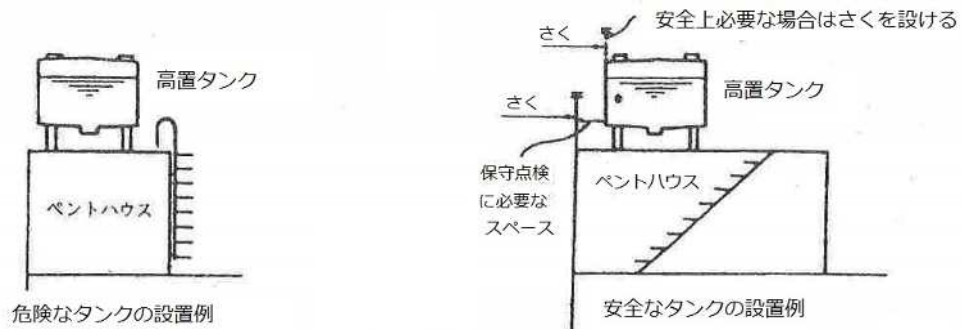


図2 階段の設置

( 2 ) 貯水槽の 6 面点検に支障のないように周囲のスペースを確保する。

【解 説】

貯水槽の日常点検、清掃等の作業を支障なく行うためには、ある程度の空間が必要である。そのため、貯水槽の周囲及び床面については 60 cm 以上、上部については 100 cm 以上 ( 150 cm 以上が望ましい ) の空間を確保する。また、マンホールを梁下に設置しないようにする。

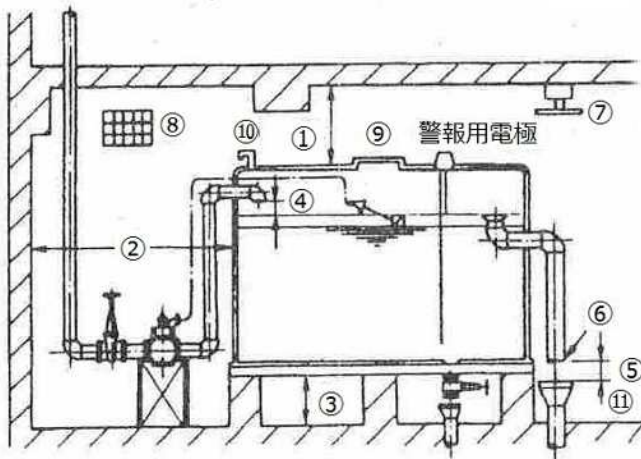


図 3 貯水槽及び貯水槽室の構造

- 天井高
- 周囲スペース
- 底部スペース
- 吐水口空間
- 排水口空間
- オーバーフロー管 ( 防虫網付き )
- 照明器具
- 換気設備
- マンホール ( 梁下に設置しない )
- 通気管 ( 防虫網付き )
- 床洗浄等に支障のないよう排水口を設ける

( 3 ) 貯水槽を屋内に設置する場合は、換気、照明、排水等の設備を備える。

【解 説】

貯水槽を屋内に設置する場合は、換気設備及び照明設備を設け、衛生上、また、保守管理上支障のないようにする。地下ピット内は、専用の排水ピットを設け、満水警報装置を備える。なお、排水ポンプは貯水槽の上水引込管の時間当たりの最大給水量を排水できる能力を持つものとする。また、地下ピット床面は、排水ピット内にすみやかに排水できる構造とする。

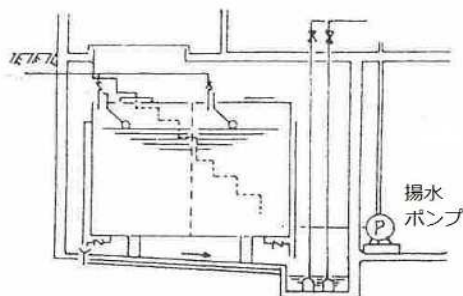


図 4 地下ピット断面図

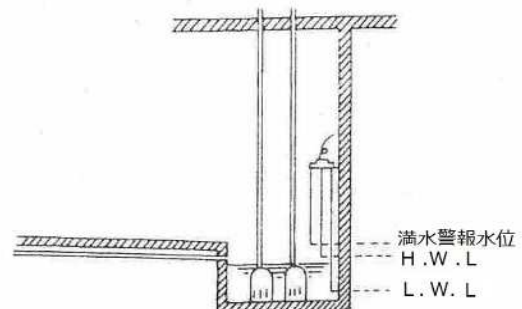


図 5 地下ピット断面図内ピット詳細図

(4) 貯水槽の容量は、次による。

ア．受水槽の容量は、1日使用水量の4/10～6/10を標準とする。

イ．高置水槽の容量は、1日使用水量の1/10を標準とする。

【解説】

貯水槽の容量が過大であると貯水槽の水が停滞し、水質が悪化しやすい。槽の容量とは槽自体の容量でなく、有効容量を基準とする。

表1 建築種類別単位給水量・使用時間・人員

建物種類	単位給水量 〔1日当たり〕	使用時間 〔h/d〕	注記	有効面積 当たりの 人員など	備考
戸建住宅、 集合住宅、 独身寮	200～400ℓ/人 200～350ℓ/人 400～600ℓ/人	10 15 10	居住者1人当たり 居住者1人当たり 居住者1人当たり	0.16人/m <sup>2</sup>	
官公庁・ 事務所	60～100ℓ/人	9	在勤者1人当たり	0.2人/m <sup>2</sup>	男子50ℓ、女子100ℓ、社員食堂・テナント等は別途計算
ホテル全体、 ホテル客室部		12 12			設備内容等により 詳細に検討する 客室部のみ
飲食店	55～130ℓ/客 110～530 ℓ/店舗m <sup>2</sup>	10		店舗面積に は厨房面積 を含む	厨房で使用される 水量のみ。便所洗浄 水等は別途加算
デパート・ スーパー マーケット	15～30ℓ/m <sup>2</sup>	10	延べ面積 1m <sup>2</sup> 当たり		従業員分・空調用水 を含む
小・中・普通 高等学校	70～100ℓ/人	9	(生徒+職員) 1人当たり		教師・従業員分を含 む、プール用水(40 ～100ℓ/人)は別途加 算
劇場・映画館	25～40ℓ/m <sup>2</sup> 0.2～0.3ℓ/人	14	延べ面積 1m <sup>2</sup> 当たり 入場者1人当たり		従業員分・空調用水 を含む

(空気調和・衛生工学便覧第13版・抜粋)

注1 単位水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。

注2 備考欄に特記がない限り、空調用水、冷凍機冷却水、プール・サウナ用水などは別途加算する。



(5) マンホールの構造等は、次による。

ア．マンホールの直径は、60 c m以上で防水型、鍵付きとし周囲から立ち上げる。

イ．貯水槽を屋外に設置する場合は、マンホールは密閉かつ堅固な構造とし、樹脂製のものにあつては2重ぶたとする。

【解 説】

ア．清掃用の機材を槽内に搬入するためには、マンホールの直径は 60 c m以上が必要である。また、第三者が自由に開閉できないように鍵付きとする。

イ．屋外に設置する場合は、風雨にさらされるため、マンホールの構造には十分注意する。特に樹脂（FRP）製のマンホールは軽量で、隙間からほこり等が侵入するおそれがあるので2重ぶたとする。

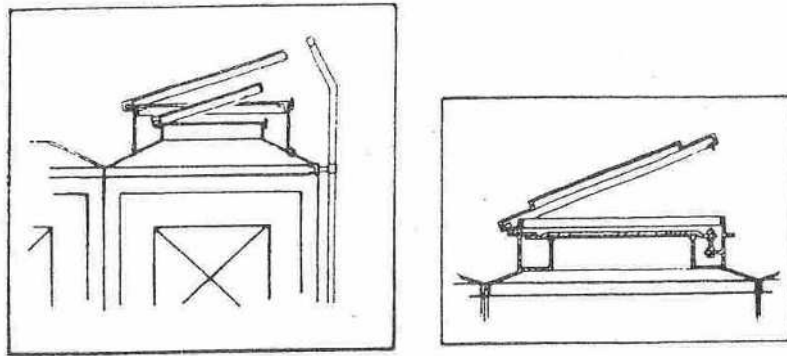


図6 2重ぶたの例

(6) オーバーフロー管と給水管末端との間に、吐水口空間を確保する。

【解 説】

貯水槽への給水はいわゆる落とし込み方式とし、給水管とオーバーフロー管との間には逆流防止のための吐水口空間を確保する。

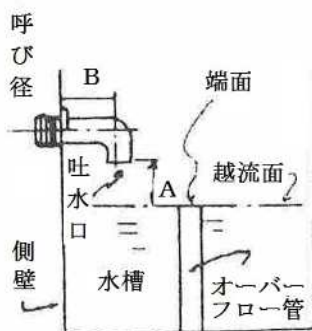


図7 吐水口空間

オーバーフロー管（立取り出し）

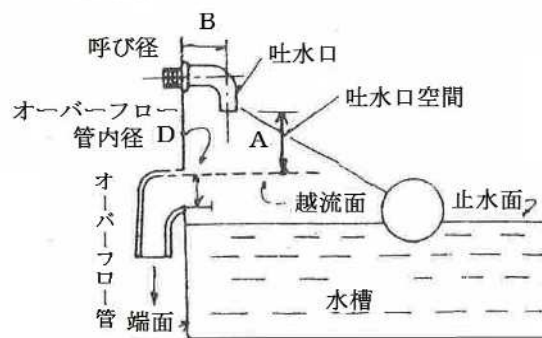


図8 吐水口空間

オーバーフロー管（横取り出し）

( 7 ) オーバーフロー管及び水抜き管は連結させず、排水口空間を確保する。

【解 説】

オーバーフロー管と水抜き管を連結して設置した場合、清掃などの排水時に防虫網を破損させたり、錆を付着させたりすることがある。

また、オーバーフロー管や水抜き管は排水口空間（150mm以上）を確保した間接排水とし、排水管へ直接接続しない。

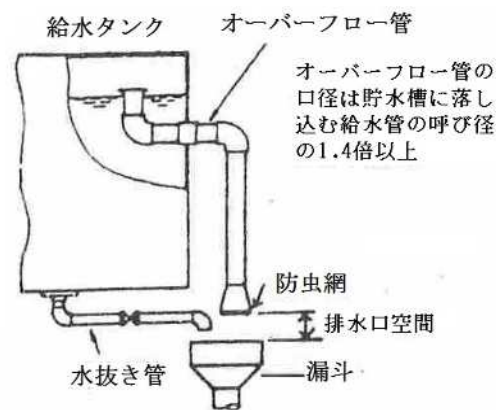


図9 排水口空間

( 8 ) オーバーフロー管及び通気管の開口部には耐食性防虫網を設ける。

【解 説】

衛生害虫等の侵入を防ぐため、オーバーフロー管の末端開口部及び通気管には防虫網を取り付ける。防虫網は耐食性とし、網目の大きさは2mm（12メッシュ）程度とする。

( 9 ) 飲用給水管には、他系統の管又は設備を直接連結しない。

【解 説】

汚れた水が飲用給水管内に逆流し、飲料水が汚染されるおそれがあるので、飲用の給水管をそれ以外の配管等と直接連結させない。

( 10 ) 増圧給水設備は、衛生上支障なく、かつ、保守点検が容易に行える場所に設置する。

【解 説】

直結増圧給水方式は、水道本管からの引き込み管に増圧給水設備を設置して、建物内の必要な箇所に直接給水する方式である。増圧給水設備の設置場所については、貯水槽同様、衛生上問題なく、かつ、保守点検が容易に行えるような場所に設置する。

(11) 建築物内には原則として直結給水栓を設ける。

**【解説】**

貯水槽の清掃時や給水設備で汚染事故が起きた場合には、代替水の確保や水質確認等の必要がある。そのために、水道本管から直結の給水栓を建物内に1ヶ所は設置する。

(12) 散水栓を設ける場合は、バキュームブレーカを取り付ける等の逆流防止の措置を講じ、壁付け等により地面から立ち上げ、地中埋設はしない。

**【解説】**

飲用に適さない水が給水管内に逆流することにより、汚染事故となることがあるので、散水栓には逆流を防止する措置を講じる。また、散水栓を埋め込み型とすると吐水口空間が確保できないため、散水栓は壁付け又は立ち上げ型とする。

**バキュームブレーカ**

バキュームブレーカは逆サイホン作用による逆流を機械的に防止するもので、大気圧式と圧力式の2種類がある。大気圧式は水を使用する場合のみ水圧がかかる箇所（例えば大便器洗浄弁の大便器側など）に設けるものである。一方、圧力式は常時水圧のかかる箇所に設ける。いずれの形式のものにおいても、その取り付け位置は器具のあふれ縁から150mm以上の高さとする。

## 2. 排水設備

(1) 汚水槽、雑排水槽等(以下「排水槽等」という。)は、受水槽室と隣接しない位置に設け、排水が長時間滞留することのない容量とする。

### 【解説】

排水槽等から飲料水への汚染を防止するため、排水槽等は受水槽と隣接しない位置に設ける。また、排水の貯留時間が長くなると腐敗が進行し悪臭が発生する。

排水槽等の有効容量は次式による。なお、流入する時間当たりの最大排水量が、次式により算出した容量を下回る場合にあっては、排水槽の有効容量をその最大排水量以下とする。

$$V = (B / A) \times 2.0 \sim 2.5$$

V : 排水槽の有効容量 (m<sup>3</sup>)

A : 建築物の地階部分への1日当たりの給水時間 (時間)

B : 排水槽に流入する1日平均排水量 (m<sup>3</sup>)

(2) 排水槽等のマンホールの直径は、60cm 以上で防臭型とし、保守点検が容易に行える位置に設ける。

### 【解説】

槽内のポンプや電極棒の故障及び清掃点検のために、直径 60cm 以上の防臭型マンホールとする。

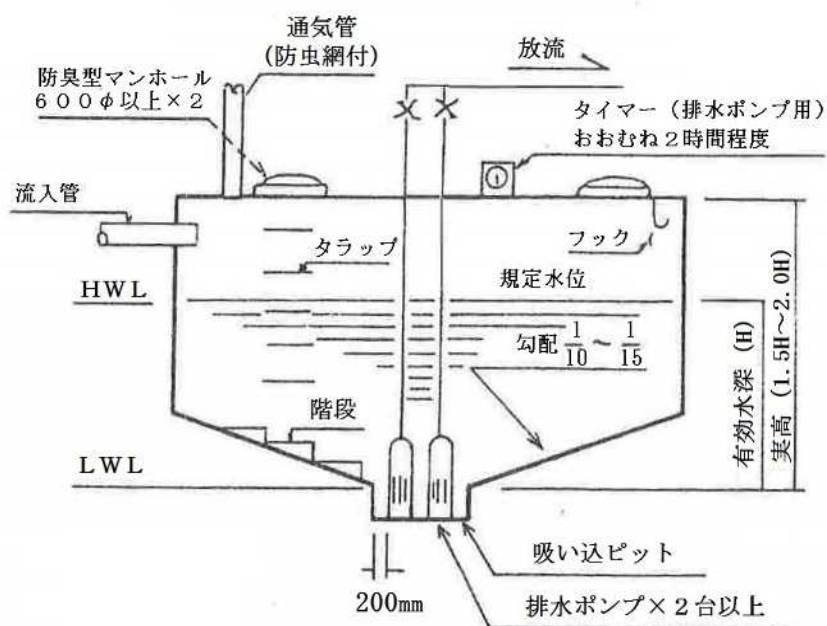


図 10 排水槽等断面図の例

( 3 ) 排水槽等内面のマンホール直近の場所にフックを設ける。

【解 説】

排水槽等の内面にフックを取り付けると、清掃作業用の照明器具の取り付けや衛生害虫防除用の蒸散剤の取り付け等に便利である。

( 4 ) 排水ポンプには規定時間内で自動的に運転させることができる装置を設置する。

【解 説】

排水槽等の貯留量が少ない場合でも、一定の貯留時間（ 2 時間以内が望ましい）で放流できるようにタイマーを設置する。

( 5 ) 営業用厨房を設置する場合は、保守点検の出来る位置に 3 槽式阻集器を設ける。

【解 説】

阻集器は定期的な点検・清掃が必要であり、それを怠ると能力が低下し、悪臭・衛生害虫等の発生源となる。したがって、阻集器は点検・清掃等が容易に行える場所に設置する。

厨房排水については油脂・厨芥が多量に含まれることから、特に十分な性能と容量を持つものが望ましい。構造として、3 槽式以上で、厨芥捕集用の網カゴを備えたものがよい。

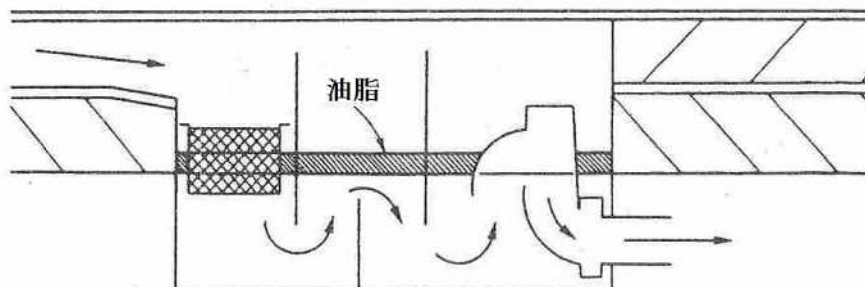


図 11 グリース阻集器の例

( 6 ) 排水管には、適切な位置に掃除口を設ける。

【解 説】

排水管は、長期間使用するとスケール等が管壁に付着して閉塞することがあり、また、異物等が投入されて詰まることもある。このため、掃除口を設けて、保守点検を容易に行うことができる構造とする。

掃除口の設置場所は、掃除口を外して清掃用具を操作するのに十分なスペースを確保する。設置間隔は、清掃用具の到達距離等を考慮して設定する。

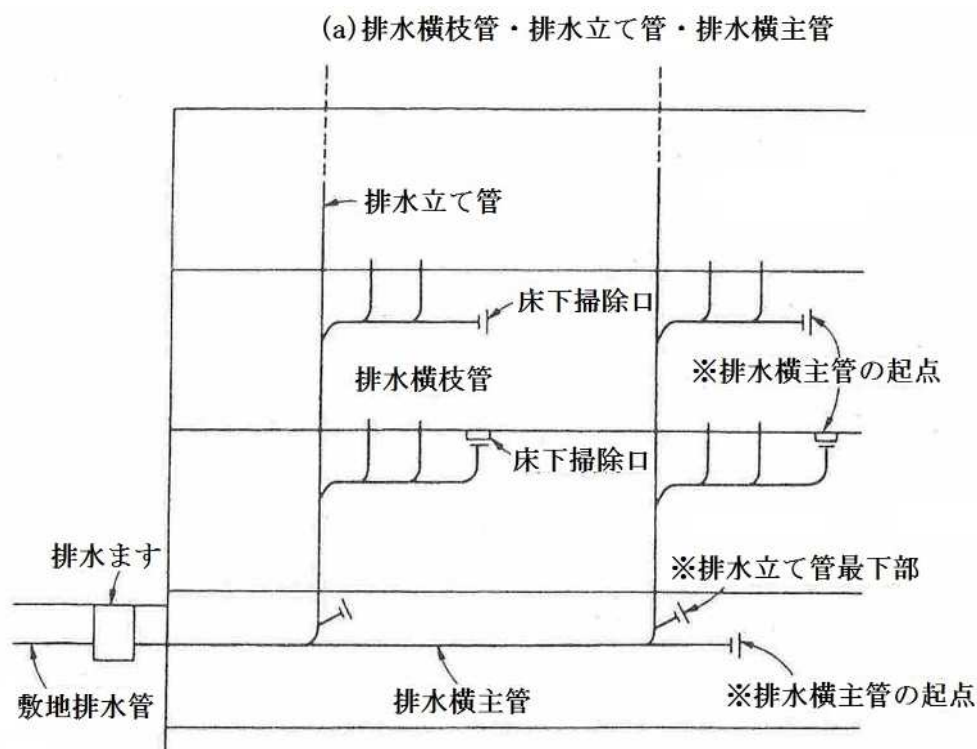


図 12 排水管掃除口

( 7 ) 雨水排水立て管は、独立して設ける。

【解 説】

雨水排水立て管を汚水排水管と兼用または連結すると、雨水排水立て管が詰まった場合、汚水が逆流する可能性がある。また、通気管と兼用または連結すると、通気管の機能が損なわれ、排水能力が低下したり、トラップの封水を破ったりする。したがって、雨水排水立て管は独立して設ける。

( 8 ) 排水ますは、保守管理及び清掃の容易な構造とする。

【解 説】

排水ますは屋内排水管の掃除口と同様、異物の除去や掃除が容易にできる構造でなければならぬ。排水ますの内面は汚水等の浸透を防ぐため防水構造とする。

排水ますの上部には防臭型のマンホールを取り付け、敷地・路面などにふた上面が平らになるように、ますに堅固に取り付ける。

### 3 . 空気調和・換気設備

( 1 ) 空気調和機は、その周囲に十分な点検スペースを確保し、かつ、保守点検が容易に行える場所に設置する。

#### 【解 説】

空気調和機の日常点検、エアフィルターの交換等の保守管理業務を容易に行えるように、空気調和機の周囲には十分な点検スペース ( 60 c m 以上 ) を確保する。天井内部に空気調和機を設置する場合は、十分な大きさ ( 60 c m 角程度 ) の点検口を適切な位置に設置する。

( 2 ) 外気取入口は、新鮮な空気を取り入れられるよう道路排気ガス等の影響を受けない位置に設置する。

#### 【解 説】

室内の空気環境を清浄に保つには、取り入れる外気の質に配慮する。外気取入口は、自動車排気ガスなどの影響を避けるために、屋上などの高所や、交通量の多い道路から離れた位置に設置する。

また、外気取入口は排気口、通気口等と十分に距離を離し、室外機等からの排熱の影響を受けないように考慮する。

( 3 ) 排気口は、外気取入口及び近隣に影響を与えない位置に設置する。

#### 【解 説】

当該建物に他の建物が隣接しているときは、相互の空気汚染の防止を考慮した位置に外気取入口及び排気口を設ける。

( 4 ) 外気導入量は、設計人員 1 人当たり 25 m<sup>3</sup>/h 以上とする。

#### 【解 説】

居室内の空気を衛生的に維持するには、人数に応じた外気を導入する必要がある。1 人当たりの必要外気量は、人体からの二酸化炭素放出量などから求めた理論値では、約 33 m<sup>3</sup>/h である。しかし、出入口等換気設備以外からの外気の流入などを考慮して、設計人員 1 人当たりの必要外気量は 25 m<sup>3</sup>/h 以上で計算する。外気の導入は室内空気汚染物質の希釈効果もあり、室内の快適環境を保持するうえで重要である。

( 参考：一般事務室の設計人員は 5 m<sup>2</sup>/人とする。 )

( 5 ) 空気清浄装置及び加湿装置は、十分な性能を有するものとする。

【解 説】

空気清浄装置、加湿装置は各空調系統別に除じん効率、必要加湿量の計算を行い、必要な能力を持つものを選定する。

- ・ 空気清浄装置は、室内浮遊粉じん濃度を  $0.15\text{mg} / \text{m}^3$ 以下に維持できるものとする。
- ・ 加湿装置は室内湿度を  $40\sim 70\%$ に維持できるものとする。なお、加湿に用いる水は、衛生的な水を使用する。

[ エアフィルターの除じん効率 ]

一般的な空調方式について、以下に計算方法を示す。計算する際に必要な設計値は表 2 のとおりである。

$$= ( G + C_i Q_i - C Q_i ) / ( C Q_r + C_i Q_i )$$

$C_i$  : 外気浮遊粉じん濃度                       $C$  : 室内粉じん濃度  
 $Q_i$  : 外気導入量                                 $Q_r$  : 還気量、  
: メインフィルターの除じん効率           $G$  : 室内発じん量

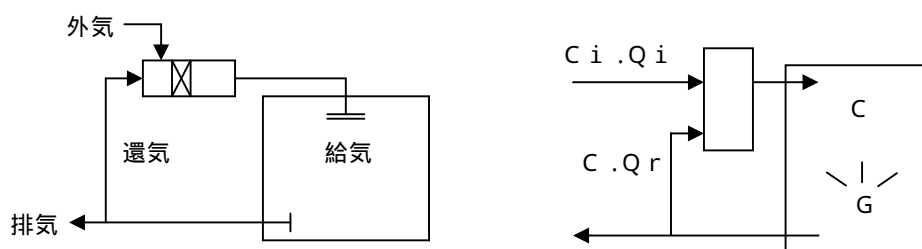


図 13 空調方式の例

表 2 除じん効率の計算に必要な設計値

設計因子	記号	設計値
外気浮遊粉じん濃度	$C_i$	$0.05\sim 0.1\text{mg} / \text{m}^3$
室内発じん量	$G$	ア．一般事務室 $7\text{mg} / \text{h} \cdot \text{人}$ イ．喫煙しない居室 $2\text{mg} / \text{h} \cdot \text{人}$ ウ．店舗（物販等） $2\text{mg} / \text{h} \cdot \text{人}$
設計人員	$N$	ア．一般事務室 $5\text{m}^2 / \text{人}$ イ．店舗・その他    実態に応じた数値
室内浮遊粉じん濃度	$C$	$0.15\text{mg} / \text{m}^3$
外気導入量	$Q_i$	$25\text{m}^3 / \text{h} \cdot \text{人}$ 以上



[ 加湿装置の必要加湿量 ]

下記の計算式により必要加湿量を計算する。

$$L = K \times S G \times Q ( X 1 - X 2 )$$

$$W = L /$$

L : 必要加湿量 ( k g / h ) K : 安全率 ( 1.2 ) S G : 空気の比重 ( 1.2 k g / m<sup>3</sup> )

Q : 風量 ( m<sup>3</sup> / h ) W : 噴霧量 ( k g / h ) : 加湿効率

X 1 : 加湿後の絶対湿度 ( k g / k g ´ ) X 2 : 加湿前の絶対湿度 ( k g / k g ´ )

外気及び室内での設定条件を下記のようにする。

ア . 外気...温度 : 0 、 相対湿度 : 50%、 絶対湿度 : 0.0019 k g / k g ´

イ . 室内...温度 : 22 、 相対湿度 : 50%、 絶対湿度 : 0.0082 k g / k g ´

( 6 ) 駐車場、湯沸室、浴室、便所、喫煙所等には換気設備を設ける。

【解 説】

空気汚染、不快な臭気等が有効に排気できるよう機械換気設備を設ける。また、排気口は隣接する建物への影響を十分配慮する。

( 7 ) 機械換気設備を設置しない居室等には、自然換気口を適切な位置に設ける。

【解 説】

各居室には有効な換気が行えるように換気口または機械換気設備を設ける。また、換気口は隣接する建物への影響を十分配慮する。

( 8 ) 厨房及び台所には、グリスフィルター付き排気フードを設ける。

【解 説】

厨房の排気フードには、オイルミストを除去するためのグリスフィルターを取り付ける。オイルミストによるダクトの汚れ、壁面の汚れを防ぐことは、衛生上や美観上のみならず、火災予防上の観点からも重要である。

( 9 ) 24 時間換気設備を設ける場合は、十分な性能を有するものを設置する。

【解 説】

居室内の空気の入れ換えが適切にできる能力を持つ 24 時間換気設備を設置する。

#### 4 . 廃棄物保管場所

( 1 ) 廃棄物・再利用対象物を分別して保管するのに十分な広さを有するものとする。

##### 【解 説】

廃棄物・再利用対象物を衛生的に取り扱うために、分別する種類と排出量に応じた広さの保管場所を確保する。

廃棄物保管場所の面積等の選定についての詳細は清掃事務所に相談してください。

( 2 ) 収集・搬出入が容易に行える場所とする。

##### 【解 説】

廃棄物保管場所は、収集や搬出入の際に他の通路等と重複することがない位置に、搬出車両等の駐停車位置も考慮して設置する。

( 3 ) 不燃性材料で区画された構造とし、換気・照明設備を設ける。

##### 【解 説】

廃棄物保管場所が、悪臭や衛生害虫等の発生源にならないように配慮する。換気設備は近隣等に影響を及ぼさない適切な位置に設ける。

( 4 ) 廃棄物保管場所には、バキュームブレーカを取り付ける等の逆流防止の措置を講じた給水栓及び排水口を設置する。

##### 【解 説】

廃棄物保管場所を衛生的に管理するために、バキュームブレーカを取り付ける等の逆流防止の措置を講じた給水栓を設ける。また、床排水に支障のないよう適度の床勾配を確保し、排水口に流入させる。

( 5 ) 防虫防そ構造とする。

##### 【解 説】

衛生害虫を効果的に防除するには廃棄物保管場所の衛生管理が重要である。衛生害虫が侵入しないように給気口等の開口部には2 mm目 ( 12 メッシュ ) 程度の耐食性材質の防虫網を設置する。

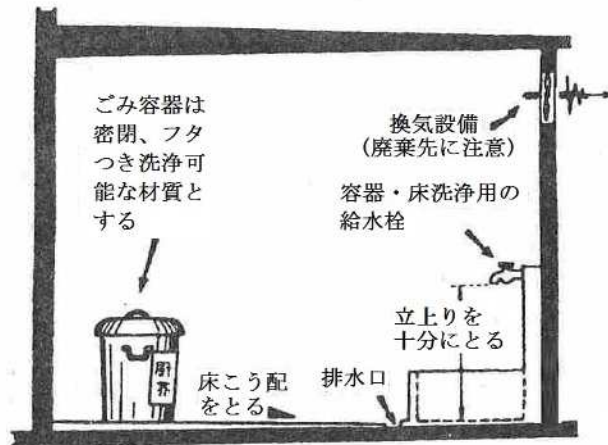


図 14 廃棄物保管場所（参考例）

## 5 . 化学物質（ホルムアルデヒド等）対策

化学物質放散量の少ない建材、什器を選定する。

### 【解 説】

ホルムアルデヒド等の化学物質は、外気導入による希釈効果を除き、一般的な空気調和設備では軽減できない。このため、化学物質の発生源となる建材や接着剤、什器等は可能な限り放散率の少ないものを使用するとともに、その使用面積を最小限に抑える。

表 3 室内空气中化学物質の室内濃度指針値（厚生労働省）

物質名	濃度指針値	主な用途や由来
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.08ppm)	合板の接着剤、防腐剤など
トルエン	260 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.07ppm)	接着剤、塗料などの溶剤
キシレン	200 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.05ppm)	接着剤、塗料などの溶剤
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.04ppm)	衣類用防虫剤
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.88ppm)	接着剤、塗料などの溶剤
スチレン	220 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.05ppm)	断熱材、畳心材などの材料
アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.03ppm)	接着剤、防腐剤、タバコ煙など
テトラデカン	330 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.04ppm)	灯油、塗料溶剤など
フタル酸ジ n ブチル	17 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (1.5ppb)	可塑剤（塗料、顔料、接着剤）
フタル酸ジ 2 エチルヘキシル	100 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (6.3ppb)	可塑剤（塩化ビニル全般）
クロルピリホス	1 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.07ppb) 小児：0.1 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.007ppb)	有機リン系殺虫剤
ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (0.02ppb)	有機リン系殺虫剤
フェノプカルブ	33 $\mu\text{g} / \text{m}^3$ (3.8ppb)	カーバメイト系殺虫剤
T V O C（総揮発性有機化合物）	400 $\mu\text{g} / \text{m}^3$	暫定目標値